

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成30年9月12日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	氷見市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.himi.toyama.jp/shisei/node_173/node_370/node_33414

執行機関名 氷見市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項第2号 氷見市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則別表第1 第15の項 学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定による就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対する援助に関する事務
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第1条	氷見市就学援助事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>高等学校等の生徒等</u> がその授業料に充てるために <u>高等学校等就学支援金の支給を受けることができること</u> とすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この要綱は、 <u>学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定に基づき、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒(学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。以下同じ。)</u> 若しくは <u>就学予定者(学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第5条第1項に規定する就学予定者をいう。以下同じ。)</u> の保護者に対し <u>援助を行うこと</u> について、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		氷見市就学援助事業実施要綱